

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
生活、総合的な学習・探究の時間ワーキンググループ（第2回）  
情報・技術ワーキンググループ（第3回）合同開催

意見

今度 珠美

（情報・技術ワーキンググループ委員）

提案1：「②適切な取扱い」を「シティズンシップ」の中核として再定義する

情報活用能力の3要素のうち「②適切な取扱い」は、シティズンシップ教育と人権教育の基盤となる領域。

- ・ 課題：資料の学習活動例（「体にやさしい使い方」，「アカウントを守ろう」）は，個人の健康や安全を守る「リスク回避」の側面が中心。
- ・ 提案：「②適切な取扱い」を，単なる「ルールやマナー」から「民主的で持続可能な社会の創り手としてデジタル空間に参加・関与する力」へと拡張して定義。
- 人権教育の視点：「フェイクニュースを見分ける」だけでなく，「なぜ誤情報や誹謗中傷が問題なのか（＝他者の人権を侵害し社会分断を助長するから）」という本質を学ぶ。
- シティズンシップの視点：「自分のルール」を作るだけでなく，「クラスや学校のみんな，社会が快適に協働するためのルール」を合意形成するプロセスを重視。これは【参考資料2】で挙げられている特別活動での「ルールの形成」とも直結。

提案2：「③特性の理解」と「人権・多様性」を強く結びつける

「③特性の理解」は，技術が社会に与える影響を理解し，シティズンシップを支える「科学的リテラシー」の領域。

- ・ 課題：技術の仕組み（プログラミング，AIの特性）の理解に留まりがち。
- ・ 提案：技術の特性が「人間社会や人権にどう作用するか」をセットに。
- 資料の「SNS等のサービスが考え方に与える影響（エコーチェンバー，フィルターバブル）」の学習はまさにこの実践。なぜ情報が偏ると社会の多様性や民主主義が損なわれるのか。
- 生成AIの「バイアス」を学ぶ際は，それが「なぜ特定のジェンダーや人種に対する偏見・差別を再生産しうるのか」

提案3：「ミニ探究ユニット」でシティズンシップを実践的に学ぶ

シティズンシップや人権は探究プロセスの中で実践的に学ぶことが不可欠。

「わたしたちのクラスを『だれも取り残さない』場所にするために」

- 【資料1】の「マイルールをつくらう」を個人から集団，社会の課題へと発展。
- 探究課題：障害のある子，外国にルーツのある子など，多様な立場（多様性の包摂）を

想像し、オンラインでの協働（クラウドでの共同編集 など）で「だれもが安心して発言・参加できるルール」を合意形成。

- 位置づけ：「②適切な取扱い」（人権尊重、合意形成）＋「①活用」（協働編集）  
「“いいね！”の裏側を調査せよ～情報が『公正』に伝わるってどういうこと？」
- 探究課題：フィルターバブル やフェイクニュース が、なぜ社会の分断 につながるのかを調査・分析。「知る権利」や「公正な情報アクセス」という人権の視点で情報の受け手・発信手としての責任を考察。
- 位置づけ：「②適切な取扱い」（メディアリテラシー）＋「③特性の理解」（アルゴリズムの社会への影響）
- 誹謗中傷や意見の衝突に至った際（あるいは仲間がそれに直面した際）に毅然として対処できる能力を育成する目的で避難訓練的な学習機会を、ミニ探究や情報技術を含めた探究活動の中に組み入れる。

まとめ

新設される「情報の領域（仮称）」において

1. 「②適切な取扱い」を「シティズンシップの中核（人権擁護・社会参画）」として定義。
2. 「③特性の理解」を「技術が人権や多様性に与える影響の分析」と結びつける。

情報活用能力の育成が、学習指導要領改訂の全体目標である「民主的で持続可能な社会の創り手」の育成に直結することを明確に位置づけるべき。

情報活用能力が①活用だけではなく、②適切な取り扱いと③特性の理解の 3 要素全てが不可分に統合され、それが各教科の学びや探究的な学びを支える基盤である。

教員の中核業務を AI が代替するわけではない。